

令和2年6月15日

関係者の皆様へ

公社) 日本パワーリフティング協会
会長 古城 資久

J P A 今後の方針について

平素より日本パワーリフティング協会の運営に御協力いただき有難う御座います。

さて、さる 2019 年 11 月の会長就任あいさつにて、JPA ホームページに「属人的運営から民主的運営に改める」事をお約束いたしました。会長就任後半年余りを経まして、その具体的方策をお示しするべき時期であると考えます。

JPA がパワーリフティングの中央競技団体として、民主的運営をするために、私からの提案、現理事会からの提案として、以下の 3 項目をあげさせていただきます。

1. 2021 年度から個人正会員制度を廃止する

2020 年の秋に臨時総会を開き、定款を変更し、「2021 年度より個人正会員の廃止」を行いたいと考えております。

斎藤会長が JPA を組織された当初、即ち JPA 黎明期にて各地方協会、加盟 3 団体（実業団連盟、学生連盟、高校連盟）の基盤が弱い時代には、個人正会員の果たした役割は大きく、個人正会員が地方協会・加盟団体をけん引する構図で JPA は成長してまいりました。

しかし、各都道府県協会も既に 43 を数え、未組織の県は数えるほどになりました。加盟 3 団体も合計 420 名を超えるパワーリフターを抱え、安定的に運営されております。

かつて個人正会員は JPA の運営に大きな役割を果たしてきましたが、他方で、JPA の理事会人事、委員会人事が属人的に行われ、各都道府県協会、加盟 3 団体の意志を反映しない懸念がございます。

過去の JPA 理事会人事においては、既存理事が特定の人を指名し、その人に県協会からの推薦文をお願いして個人正会員とし、総会で JPA 理事に就任させることが通例でした。

更に JPA の各委員会委員長、委員の選定は理事会が行いますので、JPA を運営する理事会、委員会の大半がいわゆる知人関係となり、属人的な運営に傾きがちであったと考えます。

このため、理事会、委員会の運営が不安定となり、都道府県協会、各ブロック、加盟 3 団体の意志を適切に反映できない事象が散見され始め、現在まで混乱が続いております。

過去の反省を踏まえ、今後は個人正会員の廃止を定款に盛り込むことで JPA の運営が非属人的となり、民主的・組織的に行われると期待します。個人正会員の廃止により正会員は各都道府県協会代表者、加盟 3 団体代表者、学識経験者の理事会推薦 2 名となり、各地域、団体の意志が JPA の運営に直接反映できると思われま

この改革をもって JPA はより民主的運営が行われる組織に進化できると考えます。

2. JPA 理事は各ブロック、加盟団体の推薦により選出されることを基本とする

今後の JPA 理事会においては、加盟 3 団体の 2 枠、学識経験者枠 2 名を除く理事候補者は、各ブロックの選手数、審判数、加盟ジム数から公平に推薦し、選任をお願いする形態をとりたいと考えます。この改革にて、JPA のより民主的な運営が可能になると期待できます。

これまでは JPA という組織が別があり、その下に都道府県協会、加盟団体があるという構図でしたが、今後は都道府県協会、加盟団体が実務運営を行うために JPA という組織を構成するという形態に改めたいのです。

現在理事会で検討されている理事推薦枠は以下になります。各ブロックの選手数、審判数、加盟ジム数の総和と、理事推薦枠を以下に示します。

ブロック	2019 年度 会員数 (団体、審判、選手)	理事推薦枠
北海道東北	470	1
関東	1,541	3
北信越	328	1
東海	467	1
近畿	586	2
中国	177	1
四国	158	1
九州沖縄	380	1

以上の推薦枠に基づいて、定められた推薦権者より理事候補を推薦頂き、総会審議で過半数の賛同を得たものを理事としたいと思います。

各ブロック枠 11 名、加盟 3 団体の推薦理事候補 2 名、学識経験者枠 2 名が全員過半数の会員の賛同を得た場合は、理事数は定数上限の 15 名となります。

3. JPA 学識経験者枠理事、JPA 各種委員会委員長・委員に定年制を導入する

既に JPA 理事は就任時に 70 歳に達していないこと、との定年制があります。これまでは学識経験者は必ずしもその規定を当てはめないとされていましたが、学識経験者にも同様の定年制を設けます。

スポーツ庁の中央競技団体向けガバナンスコードでは同一人物が 10 年以上理事を継続して務めない事が求められています。過去に多くのスポーツ団体で長期政権によるボスの支

配が続き、運営が歪められ、ブラックボックス化した事例があり、その反省を含めての指針です。

さらに理事には定年制を敷くことが求められており、学識経験者にもこれを適応する事にしました。

次に JPA は理事会の傘下に各種委員会があり、各種委員会が実務を担当しています。各委員会には担当理事が決められており、業務を統括する事になっていますが、この委員会を理事会が十分に統括できない事態が近年起こりました。委員長・委員の年齢が理事より上である事が、この様な事態を招く一因と考えられました。

ガバナンスの不良を招く懸念を排除するため、委員長・委員にも理事と同様に就任時の年齢が 70 歳に達していない事を設けたいと思います。

各ブロック長は、地域特性もあり 70 歳定年とすると当面不都合も懸念されるため、ブロック長就任時 75 歳を超えない事としたいと思います。

以上 3 案が私、古城資久と現理事会の考えです。この中から 1. は総会で正会員の 2 / 3 以上の賛同が必要となります。

6 月 21 日の定時総会でこのような人事等を行いたく、各種準備をしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、皆様と十分に意見交換をすることが困難な状況が続きました。また、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、連日、新規感染者が報告され、新型コロナウイルスの影響が収束したとはいえない時期での開催であり、総会内容は最低限とするとともに、皆様には、できる限り出席自粛のご協力を要請する総会通知を発送しました。

今年の秋に臨時総会を行い、1. の定款変更と 2. の選出方法を用いた新理事会の選任を行いたいと考えます。

来年 6 月の定期総会にて理事、委員の任期が満了しますので、その時点で再度理事の選任、委員長、委員の選任を行いたいと考えます。

これらの 3 案は、将来にわたって JPA の運営を安定化し、民主化し、透明化するのに最良の案だと私と現理事会は確信しております。どうか皆様のご支持をお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様におかれましては、くれぐれも新型コロナウイルスの感染を避け、お身体ご自愛くださいますよう、お願い申し上げます。